

令和 6 年第 5 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 5 月 24 日（金） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 304

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、6 植野成美、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	4 荒岡克巳、5 岩崎真一、7 加藤俊子
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 6 年第 5 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 8 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 2 番の天沼委員と、3 番の荒井委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 3 条の許可申請は、2 件です。 農地法第 3 条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。 農地法第 3 条の規定による許可を受けるには、次の 4 つの要件を全て満たすことが必要になります。

	1 つ目が、全部効率要件です。 申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。 2 つ目が、農作業常時従事要件です。 申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で 150 日以上農作業に従事している必要があります。 3 つ目が、地域との調和要件です。 申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。 4 つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、贈与となっています。 譲受人は、世帯で 16449 m²の農地を耕作しています。事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。 譲受人は、年間で 300 日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件は満たしております。そのため、新たに農地を取得しても問題はないと考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果と聞き取り調査の結果について報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。 5 月 17 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。
議長	ありがとうございました。 次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、天沼委員より報告をお願いします。
天沼委員	申請者は世帯で 600 日以上農作業に従事されており、所有農地を全て耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。なお、申請地では、水稻を栽培する予定とのこと。聞き取り調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。

議長	それでは、第1号議案第1号件について何か質問等ありますか。 無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第1号議案第2号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっています。なお、譲渡人は、公益社団法人埼玉県農林公社（農地中間管理機構）となっており、すでに土地所有者から埼玉県農林公社により買い上げることが完了しています。 譲受人については、世帯で（約19ha）の農地を耕作しております。 事務局で確認したところ、所有する農地について、適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。 また、譲受人は年間300日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。このことから、新たに農地を取得しても、問題はないと考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
秋山委員	5月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案第2号件について何か質問等ありますか。

議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地及び道路後退用地（建築基準法第42条第2項に基づく道路）です。 申請地は、令和6年2月21日に農用地区域からの除外が完了となっております。 農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当することから第1種農地と考えられます。 本件は、集落に接続する土地に住宅を建築する案件であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、立地基準は満たしていると考えられます。 建築面積は155.26㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。 隣地との境界には、コンクリートブロックの内積みとマウントアップを計画しています。 また、申請地には3台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が2台、来客用が1台となっております。 転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいければと思います。 なお、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。

	5月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案第1号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第2号議案第1号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第2号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は障害者福祉施設です。 申請地は、令和6年2月21日に農用地区域からの除外が完了となっております。 農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当することから第1種農地と考えられます。障害者福祉施設は、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」に該当し、同法3条23項には、「社会福祉法による社会福祉事業」とあります。いずみの福祉会が行っている事業は社会福祉法の第2種社会福祉事業に該当することから、1種農地の不許可の例外の立地基準を満たしていると判断できます。 建築面積は814.85㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面の道路側溝へ放流する計画となっております。 隣接農地との境界には、コンクリートブロックの内積みを計画しています。 転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。 都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。 今回の転用計画の資金計画についてですが、資金計画の原資の大半が

	補助金を予定しています。しかしながら、現時点で国と埼玉県からの補助金の内示が出ていない状況です。よって、農地転用を行うために必要な資力があるとは言えない状況です。そのため、補助金の内示が行われ、資力の問題が解決されれば許可見込み相当であると事務局では考えておりますので、委員の皆様には審議いただき、その旨の内容で議決いただければと思います。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。 5月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案第2号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第2号議案第2号件について、事務局案である補助金の内示が行われ、資力の問題が解決されれば許可見込み相当であるという内容の議決で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第3号件について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 こちらは所有権を移転する案件で、転用目的は駐車場（自己用）です。 申請地は、当初から農用地区域外となっております。 農地区分については、第3種農地には該当せず、10ha以上の一団の農地に該当しないことから第2種農地と考えられます。 第2種農地の場合、周辺の他の土地に立地が困難な場合、立地基準を

	満たすことが可能です。譲受人については、今回の申請地の隣接地に居住しており、多数の車を所有していることから、駐車場（自己用）の転用申請にいたっております。自宅の隣接地以外では、目的の達成が困難なことから、立地基準は満たしていると考えられます。 建築行為はなく、新たな排水計画はありません。また、隣接地には農地はない状況です。 転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいいただければと思います。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。 5月17日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案第3号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第2号議案第3号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第3号議案について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請数は、解約のものが2筆、473㎡となっております。場所や借受人については、資料をご覧ください。 事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。

	それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。5 月 17 日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 3 号議案についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 3 号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の 5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。
事務局	それでは、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 4 条の届出が 1 件となっており、転用目的は、駐車場となっており、農地法第 5 条の届出が 4 件となっており、転用目的は、住宅敷地が 3 件、駐車場が 1 件となっており、 なお、令和 6 年 5 月 2 日までに行われた専決処分となっております。 事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは次第 6「その他事項」について、事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 次回の現地調査は、令和 6 年 6 月 18 日（火）の午前 9 時から、第 1 班が行いますので、市役所 2 階の会議室 201 にお集まりください。 また、次回の農業委員会総会は、令和 6 年 6 月 25 日（火）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 304 で行いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。

議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 15 分